

こ成環第23号
令和6年1月31日

各 都道府県知事 殿
公募団体

こども家庭庁成育局長
(公印省略)

こどもの居場所づくり支援体制強化事業の実施について

こどもは家庭を基盤とし、地域や学校など様々な場所において、安全・安心な環境のもと様々なおとなや同年齢・異年齢のこども同士との関わりの中で成長する存在であるが、地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、こども・若者同士が遊び、育ち、学び合う機会が減少しており、「こども・若者が地域コミュニティの中で育つ」ことが困難になっている。

また、こども・若者を取り巻く環境に目を転じると、児童虐待の相談対応件数の増加や不登校、いじめ重大事態の発生件数の増加、自殺するこども・若者の数の増加など、その環境は一層厳しさを増すとともに課題が複雑かつ複合化し、こどもの権利が侵害される事態も生じており、こうした喫緊の課題や個別のニーズにきめ細かく対応した居場所をつくることで、こどもの権利を守り、誰一人取り残さず、抜け落ちることのない支援を行う必要がある。

加えて、価値観の多様化やそれを受け入れる文化の広がりに伴い、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められるようになっている。

こうした背景を踏まえ、令和5年12月に「こどもの居場所づくりに関する指針」を定め、全てのこどもが安全で安心して過ごせる居場所づくりを推進しているところであるが、市町村におけるこどもの居場所づくりの支援体制の強化を図るため、今般、別紙のとおり「こどもの居場所づくり支援体制強化事業実施要綱」を定め、令和5年11月29日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村（特別区を含む。）に対して、周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

(別紙)

こどもの居場所づくり支援体制強化事業実施要綱

第1 目的

地域のつながりの希薄化、少子化の進展により、地域の中でこどもが育つことが困難になっており、また、児童虐待の相談対応件数や不登校、自殺者数の増加など、こどもを取り巻く環境の厳しさが増し、価値観も多様化する中、全てのこどもが安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進していく必要がある。

本事業は、「こども政策の新たな推進体制に関する基本方針」(令和3年12月21日閣議決定)及び「デフレ完全脱却のための総合経済対策」(令和5年11月2日閣議決定)等に基づき、各自治体におけるこどものニーズの把握等の居場所づくりの前提となる実態調査の実施や、こどもの居場所に係る利用促進・周知を図るため等の広報啓発、及びこどもの居場所づくりを支援するコーディネーターの配置並びに居場所の立ち上げに対する支援をすることで、こどもの居場所づくりを推進し、また、NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりやこどもの可能性を引き出すための取組の検証に係る経費を補助することにより、こどもの居場所に対して効果的な支援方を明らかにすることを目的とする。

第2 実施主体

事業を実施する主体は(以下「実施主体」という。)は、市町村(特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下同じ。)とする。なお、市町村は事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施できることとする。

ただし、第3に定める事業のうち、4については、同項に定めるところによるものとする。

第3 事業内容

1 こどもの居場所に係る実態調査・把握事業

(1) 趣旨

居場所づくりを進める上で、地域における居場所について、供給側と需要側の2つの側面から、実態把握を行うことが重要である。

本事業は、供給側の実態として、地域において既に居場所となっている資源がどれくらいあるのか、また、どんな機能を担い、実際にその機能を果たしているか、支援における課題や改善策、実施状況、どのような範囲で支援を提供しているのか等を把握するとともに、需要側の実態として、地域に住むこども・若者が自分の居場所を持っているのか、また、こども・若者が居場所についてどんなニーズを有しているのか、なぜニーズを充足できないのか、どんな要因によってニーズを満たせ

たのかといった内容を把握し、自治体の各種計画等に活かすことで地域におけるこどもの居場所づくりの推進を図る。

(2) 事業内容

市町村は、以下の①～③により、こどもの居場所に関する実態について調査し、検証を実施する。

① 調査対象

- ・ 学童期(小学生年代)からおおむね30歳未満のこども・若者、また貧困や障害などの特定のニーズのみならず多様なニーズを持つすべてのこども・若者
- ・ 管内に所在する居場所の運営者、教育機関、社会福祉協議会や社会福祉法人等の関係団体など居場所づくりに関わる者等

② 実施方法

市町村は、

- ・ ①の調査対象のうち、全部又は一部を対象としたアンケート調査又はヒアリング調査を実施すること。
- ・ こどもの居場所の現状や直面する課題を把握するとともに、調査結果を踏まえた課題整理等の分析を行うこと。

③ 調査項目

市町村は、調査にあたっては、各自治体において、次の分類に従い、検討し実施することとする。

ア 供給側の実態把握として望ましい項目

- ・ 地域にあるこども・若者の居場所となっている場（居場所づくりを目的として行っている場）の数とその機能（例、安全で安心な場の提供、学習・食事支援、外遊びなど）、その詳細（支援内容、対象となるこどもの年齢の範囲、運営状況、使用状況等）等
- ・ 居場所づくりに活かせる潜在的施設等の地域資源の状況（例、居場所として開設の意向の有無、開設予定時期、提供予定の支援内容等）
- ・ 居場所づくりを支援する中間支援組織等の関連資源の有無
- ・ こどもの居場所運営や支援者が抱える課題分析

イ 需要側の実態把握として望ましい項目

- ・ こどもの居場所に対するこども・若者のニーズ・実態（例、居場所を持っているか、またその居場所はどこか、その居場所に求めているニーズや機能等）
- ・ こども・若者のニーズが満たせていない要因等の分析

ウ その他実態の把握、支援策を検討する上で必要な事項

(3) 留意事項

- ・ こども・若者本人へのアンケートについては、回答、回収、集計等の利便性を考慮し、効率的かつ効果的な方法により実施すること。
- ・ アンケートの実施を通じて回答者であるこども・若者自身が自分の意志で利用で

きる居場所があることを知ることも想定されることから、例えば、アンケート末尾等に市町村が把握している居場所や相談先一覧を掲載するなど、こども・若者が居場所の利用や相談を望む場合の対応方法も検討すること。

- ・ 効果的と考えられる支援施策を検討するとともに、支援による効果を適切に把握できる仕組みを検討することが望ましいこと。
- ・ 既存の実態調査の対象を拡充して、新たに実態調査を行う場合や、調査結果の分析により追加調査の必要性が生じた場合等においても本事業を活用できる。

2 こどもの居場所に係る広報啓発事業

(1) 趣旨

居場所づくりとは、創設するだけではなく、その場へのアクセスも含んだ概念であり、いかにこども・若者がその場を知り、見つけ、利用できるかについて工夫することが重要である。そのため、地域の中にあるこどもの居場所が、こども・若者や保護者に知られていることが必要である。本事業は、地域におけるこどもの居場所に関する情報発信やこどもの居場所への認知・理解促進等を図るための広報啓発、地域の関係機関等に対してこどもの居場所に関する取組を促し、こどもの居場所に関して、市町村と当該関係機関等との連携協力体制の構築を図ることにより、こどもの居場所に関する地域の理解を深め、こども・若者が自身のニーズに適した居場所にアクセスしやすい環境を整備する。

(2) 事業内容

市町村は、広報啓発の実施にあたり、次に掲げる項目を参考にしつつ、こどもの視点に立ち、地域の実情に応じて創意工夫して実施すること。

- ・ 多様なこどもの居場所に関する情報をまとめ、マップやポータルサイトなどに可視化し、検索できるようにする等、地域全体として地域のどこに、どんな種類の場があるかを把握し、発信すること。
- ・ こどもの居場所に関するシンポジウムを開催する等、地域の理解促進を図るための取組を行うこと。

(3) 留意事項

- ・ 地域におけるこどもの居場所の情報発信をする際には、特に、対象年齢や施設の特徴、その場の様子や過ごし方など、こども・若者にとってイメージできるような情報を掲載するなど、こども・若者が「行きたい」と思うような工夫を行うこと。
- ・ 居場所に関する情報にこども・若者が適切にアクセスできるよう、地方公共団体の福祉部門や教育委員会等が連携して、こども・若者やその保護者に広く情報提供がなされるよう取り組むこと。

3 こどもの居場所づくりコーディネーター配置・立ち上げ支援事業

(1) 趣旨

地域全体でこどもの居場所づくりを推進するには、居場所同士の連携と協働が必

要不可欠であり、特に支援の必要性が高いこども・若者については、それぞれの居場所と行政機関との連携も重要である。そのため、関係機関との日常的な信頼関係を構築することが重要である。また、居場所づくりの立ち上げ時に利用可能な支援制度などの必要情報の提供や、運営者が孤立しないための運営者同士の交流機会の創出、相談窓口の開設情報など、居場所づくりが円滑に立ち上がるサポートも重要となっている。

このため、地域全体を捉えながら、既存資源の把握やネットワーキング、利用ニーズの実態把握や、新たに居場所づくりをする人の支援、継続していくためのサポートなどを行うコーディネーターを配置することにより、地域におけるこどもの居場所づくり支援体制の強化を図る。

(2) 事業内容

① こどもの居場所づくりコーディネーターの配置

市町村は、以下のア及びイにより、こどもの居場所づくりコーディネーターを配置し、地域のニーズを把握し、資源の発掘・活用など、地域の居場所全体をコーディネートするほか、安定的で質の高い居場所運営において必要となる運営資金のやりくりや人材の採用・育成等の組織経営のサポート等を行う。

ア こどもの居場所づくりコーディネーターの要件

こどもの居場所づくりコーディネーターは、次に掲げる項目を満たす等、地域の実情に応じたコーディネートができ、本事業を適切に行うことができると市町村が認めた者とする。

- ・ こどもの居場所に対して熱意及び深い知見を有する者
- ・ 地域の実情に精通し、関係機関等との連携や信頼関係の構築を適切かつ円滑に行うことができる者
- ・ こどもの居場所を継続的に運営している者

イ こどもの居場所づくりコーディネーターの業務

こどもの居場所づくりコーディネーターは、次の(ア)に掲げる業務を行うこととする。また、地域の実情等に応じて(イ)に掲げる業務を行うよう努めること。

(ア) 必須の業務

- ・ 居場所に関する地域資源の把握
- ・ 居場所同士や関係機関等ネットワーク形成

(イ) 地域の実情等に応じて行う業務

- ・ 居場所の運営や、人材育成等の組織経営のサポート
- ・ 居場所に関するこども・若者のニーズ把握、居場所とのマッチング
- ・ その他、地域の居場所づくりの推進に必要な業務

② こどもの居場所立ち上げ支援

市町村は、新たに開設されたものであって、次に掲げる項目を満たすこどもの居場所の運営者に対して、その開設に要する費用を助成する。

- ・ 地域に根差した、安全・安心な居場所であること。
- ・ 地域の子ども・若者のニーズを踏まえた居場所であること。
- ・ 地域のこどもの居場所運営者や関係機関等とのネットワークに参画すること。
- ・ 市町村が行う広報啓発の取組やこどもの居場所づくりコーディネーターと連携し、こどもの居場所づくりコーディネーターが企画する居場所の充実に向けた取組等に積極的に協力すること。
- ・ 単発的に実施されるものではなく、定期的・継続的に実施されるものであること。

(3) 留意事項

本事業の実施に当たって、市町村は次に掲げる項目に留意すること。

- ・ こどもの居場所づくりに関係する全ての者が、こどもの居場所づくりに関する理念等を共有するよう努めること。
- ・ 居場所は変わりやすく、失われやすいものであることを踏まえ、居場所を複数持てることが重要であり、関係機関等と連携して質・量の両面から計画的にこどもの居場所づくりを推進すること。

4 NPO等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業

(1) 趣旨

NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりや子ども・若者の可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等を検証することにより、全ての子ども・若者が安全で安心して過ごせる多様な居場所づくりを推進する。

また、令和6年能登半島地震により被災したこどもの心の負担軽減や回復等を目的として、こどもの遊びの機会提供や学習のためのスペース設置など被災したこどもの居場所づくりを行う民間団体等や、こうした取組をサポートする中間支援団体など、こどもの居場所づくりに要する費用の補助を行うことにより、災害時であってもこどもが居場所を持てるようこどもの居場所づくりを推進する。

(2) 事業内容

本事業が対象とする居場所の取組は、NPO法人等の民間団体が創意工夫して行う居場所づくりや子ども・若者の可能性を引き出す取組への効果的な支援方法等の検証に資する取組（以下、「モデル事業」という。）とする。

また、令和6年能登半島地震により被災したこどもの心の負担軽減や回復等を目的としたNPO法人等の民間団体が創意工夫して行う被災したこどもの居場所づくりやこどもの居場所づくりを行う民間団体をサポートする中間支援団体に係る事業（以下、「被災したこどもの居場所づくりに係る事業」という。）についても対象とする。

(モデル事業取組例)

- ・ 同年代のスタッフが運営するピアカフェの実施
- ・ 高校の空き教室等を活用したカフェの開設によるアウトリーチ支援

- ・ 障害のある子どもない子ども遊び、交流し育ち合う場の実施
- ・ 居場所がない若者が自らの意思で気軽に利用・相談できる場の提供
- ・ 朝食の提供等を行う早朝の居場所の開設
- ・ がんや難病等のこどもを支える「こどもホスピス」の支援
- ・ オンライン上において、居場所の提供及び支援の実施
- ・ その他、居場所づくりや居場所における効果的な支援方法等の検証に資する取組

(3) 実施主体

モデル事業の実施主体は、以下の①及び②のうち申請のあったものの中から、別に定めるNPO法人等と連携したこどもの居場所づくり支援モデル事業企画評価委員会（以下、「企画評価委員会」という。）において事前評価を行い、採択されたものとする。ただし、被災したこどもの居場所づくりに係る事業については、企画評価委員会の事前評価を経ることなく、こども家庭庁での審査による採択されたものとする。

- ① 都道府県及び市町村（特別区、一部事務組合及び広域連合を含む。以下、「都道府県等」という。）。なお、事業内容の全部又は一部について、当該事業を適切に実施することができる者と認められた者に委託して実施できることとする。
- ② 全国展開しているオンラインによる居場所の提供並びに支援及び被災したこどもの居場所づくり支援の実施については、社会福祉法人、特定非営利活動法人、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、その他の法人（以下、「社会福祉法人等」という。）であって、以下の要件をすべて満たすもの。なお、被災したこどもの居場所づくりに係る事業については、被災したこどもの居場所の所在地又は当該居場所を利用する被災したこどもの住所地若しくは居所地の都道府県等から、被災したこどもの居場所づくりに係る連携や協力について、確認を受けることを要する。

ア 申請する前年度において当該法人としての事業実績があるなど良好な運営がなされていること。

イ 過去において、法令等に違反する等の不正行為（故意又は重大な過失によるものに限る。）を行った法人の場合は、補助金の返還を命じられた日が属する年度の翌年度以降1年以上5年以内の間で当該不正行為の内容等を勘案して相当と認められる期間を経過していること。

(4) 留意事項

- ・ 本事業の対象は単年度で終了する取組であること。ただし、被災したこどもの居場所づくりに係る事業の対象は、別に定める期間の取組を対象とする。
- ・ 「全国展開しているオンライン居場所の検討」については、地方自治体との連携のあり方や課題等についても報告すること。
- ・ 次に該当する取組については、本事業の対象としない。

- ① 他の支援制度・補助金で実施可能な取組であって、新たな検討の視点等がない取組
 - ② 教育活動を主たる目的とする取組
 - ③ 第三者への資金交付や営利を目的とした取組
 - ④ 取組に要する費用が50万円に満たない取組
 - ⑤ 取組の大部分が設備又は備品の購入等である取組
 - ⑥ これまでに、本事業に採択された団体による、同様と解される取組（ただし、被災したこどもの居場所づくりに係る事業については除く）
 - ⑦ 事業内容が趣旨と明らかに異なる取組み
- ・ 本事業の採択を受ける場合には、別に定める公募要領により応募すること。

第4 経費の補助

国は、上記第3に定める事業に要する経費について、別に定める交付要綱に基づき、予算の範囲内で補助するものとする。